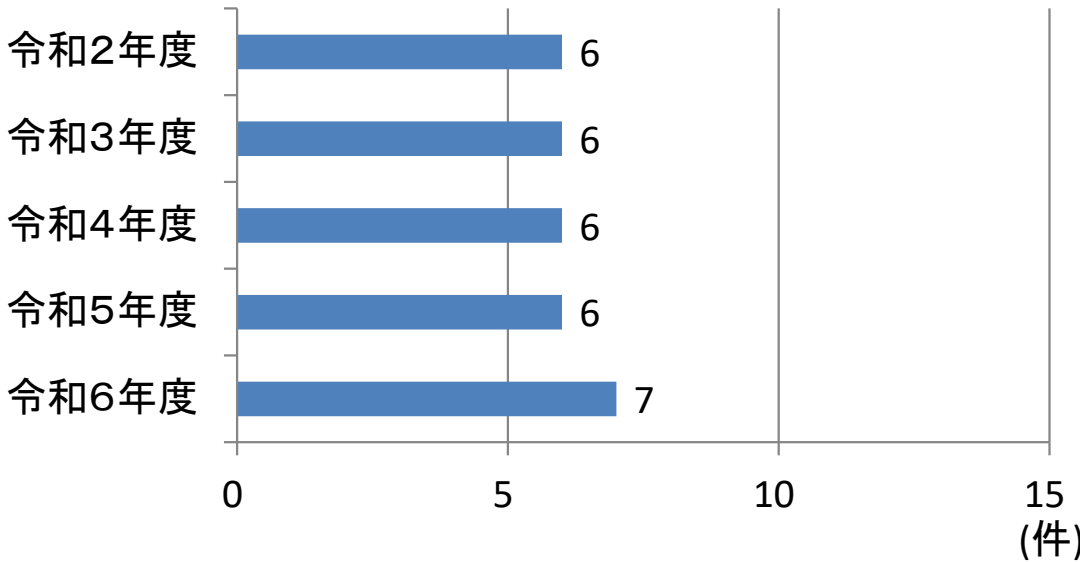


79 海外大学病院及び医学部との交流協定締結数

解説	国立大学附属病院では、海外機関との交流のための枠組みを整備し、国際化の充実が求められます。日本側の締結の主体は大学病院であるものをカウントし、医歯薬や医学部が主体となる場合は、カウントしていません。一方、協定先の海外大学に関しては、大学病院及び医療系の学部に限らず、全ての学部を対象にカウントしております。なお、平成29年度より定義の見直しを行ったため、4年分の数値を提示しています。												
実績	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>締結数 (件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	年度	締結数 (件)	令和2年度	6	令和3年度	6	令和4年度	6	令和5年度	6	令和6年度	7
年度	締結数 (件)												
令和2年度	6												
令和3年度	6												
令和4年度	6												
令和5年度	6												
令和6年度	7												
定義	各年6月1日時点での、海外大学病院及び医学部との交流協定の締結数（その他、病院が主体部局である大学間交流協定を含む。）です。												